

在留資格別外国人受入れ範囲一覧表

1 就労が認められる在留資格

(1) 上陸許可基準の適用を受けないもの

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等又はその家族
公用	外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等

(2) 上陸許可基準の適用を受けるもの

在留資格	該当例
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師等
研究	政府関係機関、企業等の研究者
教育	高校・中学等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	エコノミスト、通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット等

2 就労が認められていない在留資格

(1) 上陸許可基準の適用を受けないもの

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等

(2) 上陸許可基準の適用を受けるもの

在留資格	該当例
留学	大学・短大等の学生
就学	高校、各種学校等の生徒
研修	研修生
家族滞在	就労外国人等の扶養する配偶者、子

3 就労の可否は、指定される活動の内容によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等

4 身分・地位に基づく在留活動が認められるもの（活動に制限がないので就労活動もできる）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を得たもの
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日本人の子として出生した者の実子に係るもの、外国人配偶者の連れ子等